

## 令和 8 年 3 月（第 1 回）定例会 文教民生委員会委員長報告

ただいま議題となりました議案第 24 号宇部市体育施設条例中一部改正の件外 9 件について、付託されました文教民生委員会の審査の結果及び審査の概要を御報告申し上げます。

まず、審査の結果ですが、議案第 24 号から第 29 号まで、第 40 号及び第 45 号の 8 件については全会一致をもって、第 39 号及び第 46 号の 2 件については賛成多数をもって、本日お手元に配付の委員会審査報告書に記載のとおり、可決すべきものと決定しました。

次に、審査の概要について申し上げます。

まず、議案第 27 号宇部市福祉ふれあいセンター条例中一部改正の件についてです。

本案は、受益者負担の適正化を図るため、使用料を見直すものです。

それでは、本案に対する審査の過程でなされた主な質疑を申し上げます。

まず、公共施設の使用料等の見直しについては激変緩和のため引き上げの上限を 20% とする中、福祉ふれあいセンターの施設使用料についても同様に 20% の増額とするとのことだが、適正な水準についてただしたところ、市が統一的に定めた算定式に基づいて令和 6 年度の利用状況で計算した結果、現行の 180% の増額が適正な水準となるとのことでした。

次に、市内の福祉団体が同センターを利用する際は使用料の減免対象となるとのことだが、福祉団体の利用状況についてただしたところ、市民の福祉の増進と生活の向上に貢献する活動のために使用するときは減免の対象になり、現在、50 団体の登録があるとのことでした。

以上のような質疑がなされた後、採決の結果、冒頭申し上げましたとおり、本案について全会一致をもって可決すべきものと決定しました。

次に、議案第39号宇部市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定についてです。

本案は、宇部市の特定の事務を取り扱う郵便局を指定することについて、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第3条第3項の規定により、市議会の議決を求めるものです。

それでは、本案に対する審査の過程でなされた主な質疑を申し上げます。

まず、指定する郵便局を市内4局に限定した経緯についてただしたところ、現在、市内27郵便局にマイナンバーカードの申請支援事務を委託しており、その実績上位3局である床波郵便局、東岐波郵便局及び宇部中野郵便局に、宇部市役所近隣で申請支援の実績が一定程度ある宇部郵便局を加えた4局とした。費用や研修等の労力の面も考慮し、まずは4局でスタートすることについて郵便局と合意したものであり、北部地域については今後、検討していくとのことでした。

次に、民営の郵便局に個人情報を取り扱わせることへの懸念についてただしたところ、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律の規定により、指定を受けた郵便局は個人情報の適正な取扱いのための措置を講じなければならないとされており、具体的には個人情報を取り扱う区域の出入口管理、書類や端末の施錠管理、操作画面の覗き見防止等の対策をする必要がある。また、別に個人情報保護法の規定もあることから、郵便局と協議を進めながら、情報漏えい事故のないよう対応していきたいとのことでした。

以上のような質疑がなされた後、本案に反対する立場から、市の業務に対し民営化が進むことへの懸念があり、郵便局への委託に反対するとの討論がなされました。

この後行った採決の結果、冒頭申し上げましたとおり、本案について賛成多数をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上が、本委員会における審査の概要です。

その他の議案につきましては、本席から特に御説明申し上げる事項はございません。

よろしく御審議くださるようお願いし、文教民生委員会の報告を終わります。